3　教員免許・研修企画室に、室長並びに教員養成カリキュラム開発専門官、教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官それぞれ一人を置く。

4　［略］

5　教員育成指標専門官は、教育職員の経験及び適性に応じて育成すべき能力に関する指標に係る専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。

6　教員研修推進専門官は、教育職員の研修等に関する記録及び資質の向上に関する指導助言等に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

7　教員養成企画専門官は、大学における教育職員の養成のための教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

（国際理解教育専門官、海外子女教育専門官、外国人児童生徒教育専門官及び日本語指導調査官）

第十八条　国際教育課に、国際理解教育専門官、海外子女教育専門官、外国人児童生徒教育専門官及び日本語指導調査官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

2～5　［略］

（地域学校協働推進室、青少年教育室及び家庭教育支援室）

第二十条　地域学習推進課に、地域学校協働推進室、青少年教育室及び家庭教育支援室を置く。

2　地域学校協働推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［略］

3　地域学校協働推進室に、室長を置く。

4　青少年教育室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［略］

六　青少年の健全な育成の推進に関すること（こども家庭庁及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

七～九　［略］

5～10　［略］

（企画官、教科書調査官及び視学官）

第二十二条　初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十五人及び視学官十一人を置く。

2・3　［略］

4　教科書調査官のうち文部科学大臣が指名する者十二人を、担当する教科を定めて主任教科書調査官とし、主任教科書調査官は、命を受けて、その担当する教科について、教科書調査官の職務の連絡調整に当たる。

5～7　［略］

（教育財政室並びに教職員給与制度企画専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条　財務課に、教育財政室並びに教職員給与制度企画専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。

2・3　［略］

3　教員免許企画室に、室長並びに教員養成カリキュラム開発専門官及び更新講習開発普及専門官それぞれ一人を置く。

4　［同上］

5　更新講習開発普及専門官は、免許状更新講習の開発及び普及に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

6　教員養成企画専門官は、大学における教育職員の養成のための教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

7　教員育成指標専門官は、教育職員の経験及び適性に応じて育成すべき能力に関する指標に係る専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。

8　教員研修推進専門官は、教育職員の研修等に関する記録及び資質の向上に関する指導助言等に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（国際調整企画官、国際理解教育専門官、海外子女教育専門官、外国人児童生徒教育専門官及び日本語指導調査官）

第十八条　国際教育課に、国際調整企画官、国際理解教育専門官、海外子女教育専門官、外国人児童生徒教育専門官及び日本語指導調査官それぞれ一人を置く。

2　国際調整企画官は、命を受けて、国際教育課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

3～6　［同上］

（地域学校協働活動推進室、青少年教育室及び家庭教育支援室）

第二十条　地域学習推進課に、地域学校協働活動推進室、青少年教育室及び家庭教育支援室を置く。

2　地域学校協働活動推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［同上］

3　地域学校協働活動推進室に、室長を置く。

4　青少年教育室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［同上］

六　青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

七～九　［同上］

5～10　［同上］

（企画官、教科書調査官及び視学官）

第二十二条　初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十六人及び視学官十一人を置く。

2・3　［同上］

4　教科書調査官のうち文部科学大臣が指名する者十三人を、担当する教科を定めて主任教科書調査官とし、主任教科書調査官は、命を受けて、その担当する教科について、教科書調査官の職務の連絡調整に当たる。

5～7　［同上］

（教育財政室並びに校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条　財務課に、教育財政室並びに校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。

2・3　［同上］